

# 令和3年 第6回 根室市教育委員会 会議録

## 1. 公開案件の審議

なし

## 2. 非公開案件の審議（会議録省略）

(1) 議案第25号 令和3年度教育費補正予算案を市長に提出することについて

結論 原案どおり決定

(2) 議案第26号 花咲放課後教室整備工事（建築主体）請負契約の締結案を市長に提出することについて

結論 原案どおり決定

(3) 議案第27号 教育上特別な支援を必要とする児童の教育措置に係る諮問について

結論 原案どおり決定

(4) 議案第28号 根室市教育支援委員会委員の解任及び委嘱または任命について

結論 原案どおり決定

(5) 報告第3号 市長の専決処分について

結論 報告を承認

## 3. 意見交換

○テーマ

・「ヤングケアラーについて」

### 【教育総務課長】

今回、教育委員の皆さんにご意見を頂きたいのがヤングケアラー問題です。最近テレビや新聞をにぎわしています。ヤングケアラーの厳密な定義はありませんが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受けて、介助の必要な家族の世話、介護介助面のサポートを行っている18歳未満の子どもの事を言います。絵で提示されておりますような事をやっているお子さんが、ヤングケアラーとして考えられます。実態ですが、令和2年度、厚生労働省が文部科学省と共同して調査を行い、中学生の5.7%、高校生の4.1%がヤングケアラーだと認識されております。しかし、ヤングケアラーとして自覚しているのは中学生で1.8%、高校生で2.3%という状況で、本人の意識と教員が見た感覚に乖離があります。ヤングケアラーとして自覚している生徒の割合が少ないというのが実態であります。

課題の1つ目として、家庭内でのお手伝いの範囲を超えて、過度の負担となって学校生活に影響が出るケースがあります。課題の2つ目として、家庭内の事で子ども達が相談しにくいという状況があって、なかなか把握が難しい事があります。3つ目として、受けられる公的支援について子どものため知識がない事があります。4つ目として頼る人がいない、相談口がわからないので孤立しやすいという点がございませう。最後ですが、ヤングケアラーを支援する枠組みが現在のところまだ整っていないというのが現状であり

ます。対策としまして、国が4つの支援策を取りまとめました。早期把握、相談支援、家事育児支援、介護サービスの提供になります。教育と福祉の連携による支援体制の構築、具体的にはどんな体制にするかというのはこれからでございますが、教育が関われる部分につきましては、早期把握と相談支援になるかと考えております。なかなか実態がつかめないヤングケアラーですが、皆さんの身の回りでこのようなケースがあれば教えて頂ければと思います。

#### 【 教育長 】

皆さんも最近報道でご承知のとおり、実態調査で言っていますように中学生が5.7%、高校生が4.1%と、厚労省の調査は全国ではなく一部抽出の話ですので、この数字が根室市にあてはまるかというところではなく、仮に当てはまったとしたら、1つの教室に1人2人はこういう子どもがいるという事になってしまいます。国としても今ようやくこの問題に関する対策を作り始めたところですが、まだ全然出来上がっていません。

厚労省や文科省が4つの支援策をまとめてはいますが、具体的にどうするという話はまだまだまとまっていない状況です。

本日はこれを受けて、根室市教育委員会でどうするという話より、委員の皆様方にもこういった問題点や課題について共通認識を持ってもらうという意味合いですので、ご承知いただきたいと思います。

近くで何かそういった話をご存知ですか。

#### 【 委 員 】

厳密な定義がないという話ですが、ヤングケアラーをどうやって受け入れするのか、誰がどうやって認定するのですか。

#### 【 教育支援担当主幹 】

プロジェクトチームの報告書の内容を見ても、どういう基準で確定するということまではまだわからないのではないのでしょうか。ただ、こういった事を話していくことが大事であり、発見されないというのをしっかり意識しようということが大事であると思います。

#### 【 委 員 】

基準が難しい。家族の代わりに幼い兄弟の世話をしているというのは兄弟にとって当たり前のような気がしますが、それに行政が突っ込んでしまうと家庭が崩壊してしまう懸念があります。

#### 【 教育長 】

課題にあったように、お手伝いなのかどうか、どこで線を引けばいいのか、その話になってくると思います。明らかにおじいちゃんの世話を中学生が一人でやっていて、両親は働きに行っているという話になったなら、やはりそうかなという気もします。だけど家族の中で話し合っ、おじいちゃんの世話はあなただよとお手伝いの役割分担をし

ていると言われたらそれまでかもしれません。

【 委 員 】

実際不登校の人でヤングケアラーが疑われる人はいるのですか。

【 教育支援担当主幹 】

確実にこの時点でヤングケアラーだと言えるかというところですが、見ていく中で、保護者の体調などは子どもに若干影響があるのは明らかです。例えば親が体調不良で仕事も休みがちになると、親に気を使ってなのか子どもも休みがちになるという例があります。学校と情報交換したり青少年相談室に教育相談で対応していますが、そんな例があったり、不登校の子ですが保護者が体調不良という状況の中で様子を見ていくと、子どもが親に気を使っているなというのが伺えます。こういった状況を見ると、ヤングケアラーだと確定する前に子どもの不登校とか色んなことに影響を及ぼすのだということに注意しないとならないきっかけになると思っています。

まだこの概念が浸透していない、潜在化して表面に出てこないということと、自分自身がヤングケアラーだということを自覚していないということがあるので、働きかけてみようと思います。

我々も不登校の子どもの状況については、報告を受けてさらに聞くということで把握しようと思っていますので、これらを含めながら不登校の集約検討には気を付けていきたいと思っています。

【 教育長 】

厚労省と文科省との連携があり、例えば4つの支援策で、早期把握と相談支援、家庭育児支援、介護スタッフの提供、このうちの2つは教育ではなく福祉の話ですよね。早期把握と相談支援で厚労省と教育が連携して実態がつかめれば良いという部分かなと思います。

教育の方から言えることは、少なくとも子どもの学校生活、学業に影響が出ては困りますし、ましてや不登校になっているのはもってのほかです。ヤングケアラーかどうかの定義以前に不登校があってはならない、教育としてそこは問題にしないといけない部分だろうと思います。学校教育として、文科省として、教育委員会としてはその部分を糸口にして、学校が中心となって実態把握するように気を使って考えなければいけないという気はします。

【 委 員 】

不登校が一つの判断基準になるかもしれないということですね。

【 教育長 】

ほかに何かご感想とか、この話を聞いて思いつくことがあればお聞かせいただきたいです。

実際の例を市内で知っているというのはさ先ほどの2件くらいですか。

【 教育総務課長 】

関係者が集まって対応を協議した経過はありますが、その対応については、学校は呼ばれず、福祉サイドで行ってしまったという感じです。

【 教育長 】

学校内でこの実態把握をしないといけない、その観点で言えばどうでしょうか。指導室から何かありますか。

【 学校教育指導室長 】

学校教育から家庭内部の事まで立ち入るというのもなかなか難しいところがあります。学校の方で早期把握ということになると、子どもの状態の変化とかを教師が見つけて、最近今までと違うけど何かあった？という聞き取りから、子どもの方から言葉が出て、把握するということが考えられます。

お休みということに関わらず、家庭訪問した時に家の様子が、というのが早期把握ということになるかなと。学校の中では教育相談という形で子ども達の悩み事とかを聞くというのは必ず行いますが、課題のところにも書いてあるように、子ども達の方から出てこないとなかなか見つけづらいというのが現状です。

【 委 員 】

具合の悪そうな親とかお年寄りとかは一目見てわかると思いますが、育児放棄の親とかがいて、弟や妹の面倒を見ないといけないというのは出てこないですよ。それもヤングケアラーというのかもしれないですが、第三者から見て明らかにわかるのなら踏み込めるでしょうけど、第三者から見てわかりづらいところがある。子ども達からは出てこないだろうし、第三者からは見られないので、実態を把握するというのはすごく難しい話だと思います。

【 教育総務課長 】

教育の実態把握の一面を担えるのと同時に、福祉の方では民生児童委員さんがその役割を兼ねて自分の担当地区をこまめに回って、ようやく民生委員さんにもヤングケアラーという概念が出てきたばかりなのでこれからになると思いますが、こういう難しそうな家庭は民生委員さんが回るような感じになってくるのではないかと思います。

【 教育長 】

国の方でもまさにこれから対策を具体的に作ろうとしているところですが、今、こども庁を作る話があって、厚労省と文科省の関係性なども絡んでくるので、なかなか国で早速にこの対策が出来上がるとは、私自身懐疑的な部分があります。

今回のような厚労省の調査結果もありますので、学校教育サイドとしてはこれまで以上に、今まで気づいてなかったそういった子どもがいることを頭に入れて、子ども達を見るということも必要かなという気がしています。そのことでこの取り組みが結実するといったような話にはなかなかならないと思いますが、何もしていないわけにはいき

ません。

都市部と地方都市の違い、あるいはその地域の家族構成とかも関わってくる話であり、国の取り組み方針自体がそのまま各地域に使えるかどうかということも出てきますので、細かに子ども達の見方を見ていくしかないという気がします。あとはわかった後のフォローの仕方が大事になってくるだろうと考えているところです。

他に何かございませんか。

#### 【 委 員 】

子どもが話しやすい環境というか、担任に言いづらかったらスクールカウンセラーか第三者に言えるような。ちょっと距離のある方が話しやすいのかなと思います。

担任だったら距離が近すぎるというのがあるのかなと感じました。

#### 【 教育長 】

そうですね、色んな目で見えていくことは大切なことであると思うので、それは確かに考えていかないといけないと思います。

本日はこういったような問題提起のような形で出させていただきましたが、今後においても何か感じたこと、ご意見等ございましたらご連絡いただければと思います。

午後3時00分 閉会